

京都市告示第480号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に開館します。

令和2年12月22日

京都市長 門川 大作

臨時に開館する日

令和3年2月11日（木）及び令和3年2月23日（火）

※ いずれも午前9時から午後5時まで

※ 展示室のみの開館

(歴史資料館)